

誓 約 書

年 月 日

真 岡 市 長

様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

_____ ㊞

私は、真岡市（以下「市」という。）が真岡市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札及び契約から排除していることを確認したうえで、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

また、本誓約書に係る誓約事項の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、市がこれを警察に提供することについて同意します。

記

- (1) 自社（法人企業、個人企業及び団体をいう。以下同じ。）は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではありません。
- (2) 自社の役員等は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではありません。
- (3) 暴力団又は暴力団員が、その経営又は運営に実質的に関与していることはありません。
- (4) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用していることはありません。
- (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約等又は資材、原材料等の購入契約等を締結することはありません。
- (6) 暴力団員である事実を知らずに、暴力団員を雇用している場合又は暴力団若しくは暴力団員である事実を知らずに、その者と下請契約等若しくは資材、原材料等の購入契約等を締結した場合には、当該事実の判明後すみやかに、措置を講じます。
- (7) 自社又は自社の役員等は、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用することはありません。
- (8) 自社又は自社の役員等は、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していることはありません。
- (9) 自社又は自社の役員等は、暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していることはありません。
- (10) 自社又は下請契約の相手方が暴力団等から不当要求を受けたときは、すみやかに、その旨を市、警察署、その他の関係機関に通報します。